

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 NPO法人ピースデポ

223 - 0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL:http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 製作責任者 田巻一彦 郵便振替口座 00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 横浜銀行 日吉支店 普通1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

次の段階のキーワードは 「完全な申告」と「無能力化」に向かう 「行動対行動」

6か国協議

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核兵器開発問題に関する6か国協議の焦点は、2005年9月の共同声明に謳われた「次の段階の行動」に移った。7月18 - 20日に開催された6か国協議・首席代表者会合のプレスコミュニケは、内容的にはすでに共同声明に盛り込まれていた内容を「全般的なコンセンサス」として再確認するに留まった。「次段階の行動」の具体化には多くの困難が予想される。6か国協議は軍事力によらない地域安全保障メカニズムを構想する上で注目すべき過程であるが、軍縮に向かう積極的意志を持っているわけではないことを、私たちは忘れてはならない。

初期行動から次段階の行動へ

2月13日に合意された初期行動の核心は、北朝鮮の核施設の凍結・封印と国際原子力機関(IAEA)による監視体制の復活にあった。本誌前号に日誌を掲載したとおり、7月15日に5つの核施設の凍結が実行され、IAEAは封印と監視体制の設置を行った。IAEAの第一陣10人は7月14日、第二陣6人は7月27日に現地入りした。8月17日のIAEA事務局長報告¹によると、7月17日以来監視要員が交替しながら長期的な監視体制が維持されている。いっぽう「行動対行動」の原則にしたがって、初期行動として重油5万トンが韓国から北朝鮮に供給された。これをもって、初期行動は基本的に履行されたと考えてよいであろう。

2月13日合意は、初期行動に続く「次の段階」について、北朝鮮による「すべての核計画について完全な申告の提出、及び黒鉛減速炉や再処理工場を含むすべての既存の核施設の無能力化を含む」措置、及び他の5か国による「重油5万トン相当の初期輸送を含めて重油100万トン相当を上限とする経済、エネルギー及び人道支援」の北朝鮮への提供を含む、と定義している²。したがって6か国は初期行動が完了した段階で、「次の段階の行動」の内容の明確化と具体化に進まなければならない。

そのための会合として7月18日 - 20日の首席代表者会合が北京の釣魚台国賓館で開かれた。武大偉(ウー・ターウェイ)中華人民共和国外交部副部長、金桂寛(キム・グヰガン)朝鮮民主主義人民共和国外務次官、佐々江賢一郎(ササエケンイチロウ)日本国外務省アジア大洋州局長、千英宇(チョン・ヨンウ)大韓民国外交通商部朝鮮半島平和交渉本部長、クリストファー・ヒル(Christopher Hill)アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補、ウラジミール・ラフマニン(Uladimir Lashin)ロシア

今号の内容

6か国協議の新段階

〔資料〕プレスコミュニケ(07.7.20)

米印核協定の問題点

〔資料〕米印核協定抄訳

米印共同声明(07.7.27)

米核兵器はなぜ必要か

〔資料〕国防長官らの議会への報告全文

図説: 地球上の核弾頭全データ

【連載】いま語る 15 スティーブ・リーパーさん

連邦外務省大使が首席代表として参加した。

2日間の会合の結果は、プレスコミュニケとして武大偉副部長が発表した。その全文を資料として下の囲みに掲げた。

全般的なコンセンサス

代表者会議で合意すべき具体的な項目は多くあった。しかし、プレスコミュニケで明らかなように、実質的な部分では2月13日合意を再確認する4項目の「全般的なコンセンサス」が得られたに過ぎない。

05.9.19共同声明、07.2.13合意の真剣な履行。
北朝鮮による、すべての核計画の完全な申告及び既存の核施設の無能力化の真剣な履行。

95万トンの重油相当の経済、エネルギー及び人道支援を北朝鮮に提供。

「行動対行動」の原則による 義務の履行。

そして詳細を議論するための作業部会の開催と次回の6か国協議の開催に合意した。次回の6か国協議に関しては「全般的なコンセンサスを実施するためのロードマップを作成するため」と明記されていることに注目したい。

作業部会に関しては、「経済及びエネルギー協力」作業部会（議長国：韓国）が8月7日 - 8日に板門店で、「朝鮮半島の非核化」作業部会（議長国：中国）が8月16日 - 17日に瀋陽（中国東北部）で、「東北アジアの平和及び安全のメカニズム」作業部会（議長国：ロシア）が8月20日 - 21日にモスクワで開催された。「米朝国交正常化」「日朝国交正常化」の作業部会も、近日中に開催される予定である。

「無能力化」と「完全申告」

作業部会で現在もっとも注目されるのは、瀋陽で開催された非核化作業部会と経済・エネルギー協力作業部会である。細部を詰めようとする、この両部会は密接に絡み合ってくる。その事情を簡単に述べておこう。

2月13日合意のときから「無能力化」や「完全な申告」の意味はあいまいなまま合意文が作成された。より詳しく立ち入ろうとすると異論が噴出する問題であり、6か国ともまず大枠の合意を優先させるための妥協が必要であったからである。報道によると瀋陽での作業部会において、北朝鮮は「無能力化（寧辺（コンピョン）の黒鉛減速炉（電気出力5メガワット）と使用済み核燃料の再処理（プルトニウム抽出）施設から始めることを提案したようである。IAEA報告書³によると、この2施設に次いで関心の高い核燃料加工施設（寧辺）への定期的な査察のための自由なアクセスを北朝鮮は許したということである。したがって、無能力化をまずこの2施設から始めるというのは、穏当な提案であると言えるであろう。他の建設中の2基の原子炉に関してはIAEAは2002年の状態から変化がないと認定した⁴。

とはいえ、2施設に限定しても無能力化の内容と手順には多くの駆け引きが存在するであろう。まして、完全な申告から判明するかもしれない凍結5施設以外の施設まで考えると交渉は極めて複雑化する。段階を踏んだ無能力化及び申告と経済・エネルギー支援には「行動対行動」の原則と絡んで、次のような問題点が浮かび上がってくる。

無能力化には、復旧の困難さの度合いがことなるさまざまな方法がある。施設の解体、全体的あるいは部分

資料

第6回6か国協議 首席代表者会合のプレスコミュニケ 北京、2007年7月20日

第6回6か国協議・首席代表者会合は、北京において、2007年7月18日から20日まで開催された。武大偉（ウー・ターウェイ）中華人民共和国外交部副部長、金桂寛（あるいは冠（キム）ゲグアン）朝鮮民主主義人民共和国外務次官、佐々江賢一郎日本国外務省アジア大洋州局長、千英宇（チョン・ヨンウ）大韓国外交通商部朝鮮半島平和交渉本部長、クリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補、ウラジミール・ラフマニン・ロシア連邦外務省大使が、それぞれの代表団の首席代表者として会合に参加した。武大偉外交部副部長が、会合の議長を務めた。

参加国は、第6回6か国協議第1セッション以後の作業及び進展を検討し、6か国協議のプロセスを促進させるためのすべての当事者による建設的な努力に満足の意を表明し、また、相互信頼を高め互いの関係を改善するために生産的な2国間の協議及び調整が行われてきたことを歓迎した。

朝鮮半島の非核化、関係者間の国交正

常化及び北東アジア地域の永続的な平和と安定のため、6か国は次の段階の期間中の作業について率直かつ実務的な協議を行い、以下の全般的なコンセンサスに達した。

1. 参加国は、2005年9月19日の共同声明及び2007年2月13日の合意文書における誓約を真剣に達成することを改めて述べた。
2. 朝鮮民主主義人民共和国側は、すべての核計画についての完全な申告及びすべての既存の核施設の無能力化に対する誓約を真剣に履行することを改めて述べた。
3. 朝鮮民主主義人民共和国に対して、95万トンの重油に相当する規模を限度とする経済、エネルギー及び人道支援が提供される。
4. 参加国は、9月19日の共同声明及び2月13日の合意文書に列記されたそれぞれの義務を、「行動対行動」の原則に従い実施することを約束した。

参加国は、上記の全般的なコンセンサスを実施するために、以下の措置をとることを決定した。

1. 8月末までに、上記の全般的なコンセンサスを実施するための計画について協議するため、朝鮮半島の非核化のための作業部会、米朝国交正常

化のための作業部会、日朝国交正常化のための作業部会、経済及びエネルギー協力のための作業部会、並びに東北アジアの平和及び安全のメカニズムのための作業部会を開催する。

2. 9月初めに、参加国は、すべての作業部会からの報告を聴取し、全般的なコンセンサスを実施するためのロードマップを作成するため、北京において、第6回6か国協議第2セッションを開催する。
3. 6か国は、9月19日共同声明、2月13日合意文書及び全般的なコンセンサスの実施を確認し促進するため、また、北東アジア地域における安全保障面の協力を強化する方法及び手段を探求するため、第6回6か国協議第2セッションの後、可能な限り早期に、北京において閣僚会合を開催する。

（訳：ピースデポ。外務省仮訳を基礎に英文と照合して改訂した。）

的なコンクリート固化、原子炉への中性子吸収剤の注入など。北朝鮮としては、米国の敵視政策が復活したと
きのために復旧の余地を確保しなければならないと主張
することができる。

一方で「行動対行動」の原則で、無能力化の進行を段階
に分けて実行し、段階ごとに経済・エネルギー支援
を提供するという交渉が絡むであろう。したがって、北
朝鮮がどのような支援形態をどの順序で要求するかが
問題となる。すでに北朝鮮は「軽水炉提供」の話し合い
の開始を要求していると伝えられる。

「すべての核計画の完全な申告を拒否した合意である。
北朝鮮の申告内容をどのように検証するか、という
最大の問題がある。米国は自国の諜報データと比較す
るであろうが、イラク戦争で暴露されたようにその精度
には大いに疑問がある。ウラン濃縮計画の有無につい
ての米朝間の争いがこの中に含まれる。信頼関係を長
期に維持しながら申告の精度をあげてゆくようなプロセ
スを考えざるを得ないであろう。

ウランとプルトニウムの完全な申告のためには、これま
でも未解決であった初期のロシア製IR T原子炉の使
用済み燃料から抽出したプルトニウム(推定1~2kg)
や、1986年~89年の間の5メガワット黒鉛炉の運転から
生じたプルトニウムに関する未申告疑惑が解明されな
なければならない。さらに最近では、IAEA監視要員を20
02年12月に追放した後の核活動の定量的検証が必要
となる。

もっとも機微に属する問題として、昨年10月の核実験のため
に費やした核物質の量を明らかにしなければならない。さら
に弾頭化されているプルトニウムの有無など軍事機密に立ち
入った情報開示の問題が発生する。これら、の検証
問題が「行動対行動」の関連で交渉されることもありうるで
あろう。

この他にも、テロ国家指定解除 拉致問題の進展などが、「行
動対行動」に絡んでくる可能性がある。

信頼関係の構築のために、しばらくは6か国協議における忍耐
強い交渉が必要であろう。しかし一方では、未来の地域安全保
障について積極的な軍縮・平和のビジョンについて新しい思考
の枠組みを提案することが相互信頼の増進に大きく貢献するは
ずである。東北アジア非核兵器地帯の設立は、そのような新しい
質を持った枠組みであることを再確認しておきたい。

(梅林宏道)

注

1 2007年8月17日「朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)における保障
措置の適用(GOV/2007/45-GC(51)/19)

2 本誌275-6号、もしくは「イアブック」核軍縮・平和2007」資料に全訳が
ある。

3 注1と同じ。

4 注1と同じ。

米印核協定・4つの問題点

なぜそこまで譲歩するのか

—— 際立つインド優遇

7月27日、米国のライス国務長官とインドのムカジー外務
大臣は共同声明を出し(5ページに全訳) 両国間の核協
力協定をめぐる交渉が妥結したと発表した。さらに、8月3日
には、全17条に及ぶ協定の全文が公開された(4ページに
抜粋訳) ここでは、今回の米印協定の抱える問題を以下
4点にわたって論ずる。この協定は、インドに大幅に譲歩し
特別扱いすることで、NPT体制を崩壊に導くものだとと言わ
ざるをえない。

1 インドの核実験

米印協定には、インドが核爆発実験を行った際に米国
が核協力を停止する権利がある旨を定めた条項が存在し
ない。しかし、これは米国の国内法に明確に抵触する内容
だ。06年12月18日に成立した「米印原子力平和利用協力
法(ヘンリー・ハイド法。公法109-401)の第104条(3)(B)
に従えば、05年7月18日以降に核爆発実験を行った場合に
は米国は核協力を停止しなくてはならない。

米務省のマコーマック報道官は、米印協定にはインド
が核実験を行ったら核協力を終わりにする条項がある、と
述べているが¹、これは明らかにウソだ。米印協定のどこを
探してもそのような明確な言及はない。このことは、他の2
国間協定と比較してみた場合によりはっきりとする。たとえ
ば、日米原子力協力協定(1988年)第12条3項には、「日本
国政府が核爆発装置を爆発させる場合には、アメリカ合
衆国政府は、1に定める権利と同じ権利を有する」とあり、
その第1項には、「…他方の当事国政府は、この協定の下
でのその後の協力を停止し、この協定を終了させて、この
協定に基づいて移転された資材、核物質、設備若しくは構
成部分又はこれらの資材、核物質、設備若しくは構成部分
の使用を通じて生産された特殊核分裂性物質のいずれ
の返還をも要求する権利を有する」と書かれている。平た
く言うと、日本が核実験を行えば、米国は核協力を即停止
する権利を持っている。しかし、米印協定にはそうした内
容はない。インドのマンモハン・シン首相が8月13日の国会

演説で述べたように、「協定はインドが将来的に核実験を行う権利にまったく影響しない」のである²。

2. インドによる再処理

米国は、インドに供給した核燃料の再処理を認めたくないとの立場であった。しかし、協定第6条(iii)にあるように、米国由来の核燃料を再処理する施設とそこで分離された特殊核分裂性物質(プルトニウムなど)を利用する施設には国際原子力機関(IAEA)の保障措置をかけなくてはならないとの内容を入れ込むことで米国は妥協した。このプルトニウムはインドの高速増殖炉で燃やされる可能性が高いが、問題は、インドが高速増殖炉を保障措置下に置くことを一貫して拒否してきていることだ。軍民分離をどのように確保しようとしているのか、不透明な部分が残されている。

3. 機微核技術の軍事利用

協定第5条(2)によると、協定の修正協議を行えば、ウラン濃縮、再処理、重水生産などに関する技術や施設をインドに移転してよいことになっている。また、再処理等に関する軍民両用品目の移転については、それぞれの国内法などに従って書いてあるだけで、IAEAの保障措置下に置く必要性について明記されていない。しかし、これでは、米国がインドに移転した核技術、施設、品目を利用して、インドが国産ウランを再処理しそれを軍事利用することを防げない³。

4. 核燃料供給保証

協定第5条(6)には、インドに対する核燃料供給が途絶えることがないようにさまざまな措置が定められている。第5条(6)(b)では、協定当事国ではないロシアやフランス、イギリスにまで言及して、インドへの核燃料供給保証を図っている。

これもまた、米国のインドへの大幅譲歩を示しているといえる。インドには、1974年に行った核実験によって、タラプールの軽水炉へのウラン燃料供給を米国から止められたという苦い経験があり、供給保証を米国に強く求めていたからだ。しかし、これほどまでに他国に配慮した2国間核協定を米国は他のいかなる国とも結んでいない⁴。

以上見てきたように、米国は、NPT非加盟国のインドに対して、NPT加盟国ですら享受できないような特権的な扱いを次々と与えている。しかしこれは、核兵器開発を放棄することで平和利用の権利を得るというNPTの根幹に真っ向から反するものである。インドだけ特別扱いは許されない。(山口響)

注

1 AFP通信、07年8月14日。

2 演説の内容については、以下を参照。pmindia.nic.in/speech/content.asp?id=569

3 この点については、小山謹二(軍縮・不拡散促進センター)「核兵器廃絶への道は閉ざされるのか?」www.ijnet.or.jp/JIIA-CPDNP/research/Koyama_Aug22.pdf

4 ダリル・キンボール他「より内容が悪くなった米印核協定」www.armscontrol.org/pressroom/2007/20070803_IndiaUS.asp

資料 原子力の平和利用に関する アメリカ合衆国政府とインド政府 の間の協力協定

2007年7月

前文(略)

第1条 定義

本協定でいう

(A)~(L)略

(M) 平和的目的とは、研究、発電、医療、農業、工業といった分野における情報、核物質、機器または部品の利用を含むが、核爆発装置もしくはその他の軍事目的における利用、それに関する研究、またはその開発は含まない。任意の電力網からの軍事基地への電力供給、軍事環境において診断、治療および殺菌用として医療目的のために使用する放射性同位体の生産、その他締約国によって合意される類似の用途は軍事目的とみなさないものとする。

(N)~(O)略

(P) 機微な核施設とは、ウラン濃縮、核燃料の再処理、あるいはプルトニウムを含んだ核燃料を製造するために主に作られ、あるいは利用される施設のことをいう。

(Q)略

第2条 協力の範囲

1 締約国は本協定の規定に従って原子力

の平和利用において協力するものとする。各締約国は、原子力の平和利用に関する各々の該当する条約、国内法、規則、および認可要件に従って本協定を実施するものとする。2 協定の目的は、締約国間の全面的民生用原子力協力を可能にすることであり、締約国は下記の領域およびその他を含むすべての当該領域における協力を進めることができる。

a 締約国間で合意される領域における高等な原子力研究・開発

b 第3条に述べるような、双方ともに関心および能力のある原子力安全問題

c 視察、会合、シンポジウムおよび共同研究のための科学者交換の促進

d 締約国間または認められた者の間での工業規模または商業規模の技術移転を含めた、原子炉および関連核燃料サイクルの諸側面を対象とする全面的民生用原子力協力活動

e インドの原子炉の耐用期間中に供給途絶が起きた場合に備えるための核燃料の戦略的備蓄の構築

f 生物学の研究、医療、農業・工業、環境および気候変動その他を含む原子力関連諸科学における高等な研究・開発

g 締約国または第三国の使用または利益のために締約国間で行われる核物質の供給

h 第6条に規定する核物質の形状もしくは内容の改変

i 締約国または第三国の使用または利益のために締約国間で行われる機器の供給

j 多数国参加プロジェクトなどにおける制御熱核融合

k 締約国によって合意される、他の共通の関心領域

3 略

4 締約国は、本協定の目的が平和的原子力協力を規定することであって、いずれの締約国についても、保障措置下に置かれていない核関連活動に影響を及ぼすことではないことを確認する。したがって、本協定のいかなる条項も、締約国が、本協定に従って移転を受けた核物質、非核物質、機器、部品、情報または技術とは無関係に生産、取得または開発した核物質、非核物質、機器、部品、情報または技術を自国の目的に使用する権利に影響を及ぼすと解釈しないものとする。

第3条 情報の移転(略)

第4条 原子力貿易

1 締約国は、各々の国の産業界、公益事業体および消費者の相互の利益のために両国間の原子力貿易を促進するものとし、また適宜、第三国と一方の締約国との間での、他方の締約国から得た品目の貿易も促進するものとする。締約国は、原子力施設が円滑に

かつ中断なく運転するようするには確実な供給が不可欠であること、また両締約国の産業界は、原子力施設の効率的運転の計画を立てるために、予定どりの納入が可能であるという安心を常に必要としていることを認識する。

2 略

第5条 核物質、非核物質、機器、部品および関連技術の移転

1 核物質、非核物質、機器および部品は、本協定と矛盾しない用途のために移転することができる。本協定に基づいて移転される特殊核分裂性物質は、第5項に規定する場合を除き、低濃縮ウランとする。

2 機微な原子力技術、重水生産技術、機微な原子力施設、重水生産施設およびそのような施設の重要な構成要素は、本協定の修正条項に従い、本協定に基づいて移転することができる。濃縮、再処理または重水生産施設において使用可能な核・非核両用品目の移転は、締約国の各々の当該国内法、規則および認可政策に従う。

3~5 略

6 (a) 合衆国は燃料の確実な供給の約束をインドに伝えた。2005年7月18日の共同声明に従って、合衆国はまた、インドがその原子炉用に燃料を確実かつ十分に入手できるようにするために必要な状況を作り上げるといふ保証を再確認した。2005年7月18日付共同声明実施の一環として、合衆国は国内法を修正するとともに、友好国および同盟国と協力して原子力供給国グループの慣行を調整し、インドが数カ国の企業から確実に、中断なく、継続して燃料供給を受けることができるほか、国際燃料市場を全面的に利用することができるようになるのに必要な状況を作り上げること、米国議会の同意を求めることを約束する。

(b) 燃料供給の途絶に備えるべく、合衆国はさらに、下記の追加的措置を講じる用意がある。

i) 合衆国は米原子力法第123条に基づく原子力の平和利用に関する米印二国間の協

定に、燃料供給に関する保証を盛り込むにやぶさかでない。協定は米国議会に提出して承認を求めることになる。

ii) 合衆国はインドと共に、IAEAと協議して、インドにのみ適用される燃料供給協定を取り決めるべく努める。

iii) 合衆国は、インドがその原子炉の耐用期間中の供給の途絶に備えるべく、核燃料の戦略的備蓄を構築すべく努力するのを支援する。

iv) 以上の手立てにもかかわらず、インドに対する燃料供給の途絶が起こった場合、合衆国とインドは共同で、ロシア、フランスおよび英国といった国々を始めとする一群の友好的供給国を集めて、インドに対する燃料供給を再開させる方策を実行する。

(c) 合衆国との上記の協調関係を踏まえて、インドにのみ適用される保障措置協定をインドとIAEAの間で協議して取り決め、保障措置下に置かれた核物質の民生用からの転用を防ぐための保障措置を定めるとともに、外国からの燃料供給が途絶した場合に民生用原子炉が確実に中断なく運転するためにはインドが講じることのできる是正措置を定める。以上のことを考慮に入れて、インドはその民生用原子力施設をインドにのみ適用される保障措置下に恒久的に置き、この目的のためにIAEAと協議の上、適切な保障措置協定を取り決める。

第6条 核燃料サイクル活動

全面的な民生用原子力協力を行うという約束に沿って、両締約国は、高等な原子力技術を有する他の国々との間で行っているのと同様に、下記の核燃料サイクル活動を実施することができる。

i) いずれの締約国の管轄領土内においても、本協定に従って移転されたウランについて、またそのようにして移転された機器において使用された、またはその機器を使用して生産されたウランについて、同位体235含有量20パーセントまでの濃縮を行うことができる。

ii) いずれの締約国の管轄領土内において

も、本協定に従って移転されたプルトニウム、ウラン233、高濃縮ウラン、および照射済核物質の照射、また本協定に従って移転された非核物質、核物質もしくは機器において使用された、またはその使用によって生産されたプルトニウム、ウラン233、高濃縮ウラン、および照射済み核物質の照射を行うことができる。

iii) 2005年7月18日の締約国の共同声明で想定された全面的民生用原子力協力を実施する目的で、締約国は、本協定に従って移転された核物質、ならびにそのようにして移転された核物質、非核物質、もしくは機器において使用された、またはその使用によって生産された核物質および副産物質を再処理する、またはその他の方法で形状もしくは内容を改変することに対し、相互に同意を与える。この権利を実行に移すため、インドはIAEAの保障措置によって保障措置下に置かれている核物質専用の新たな国営の再処理施設を設置し、締約国は、このような再処理またはその他の形状もしくは内容の改変がこの新たな施設で行われる際の取決めおよび手順に関して合意する。(中略) 特殊核分裂性物質が分離された場合、その物質はIAEAの保障措置下にある国営施設でのみ利用することができる。

iv) 略

第7条~第9条 略

第10条 IAEAの保障措置

1 本協定に従って移転されたすべての核物質および機器に関して、ならびにそのような核物質および機器において使用された、またはその使用によって生産された特殊核分裂性物質に関して、その物質または機器が協力締約国の管轄下または管理下にあるかぎり、保障措置を維持する。

2~8 略

第11条~第17条 略

(訳: 鶴飼礼子、ピースデポ)

資料

インドのムカジー外相とライス
米国務長官による共同声明
ニューデリー 2007年7月27日

米国ならびにインド両国による、別名「123協定」としても知られる原子力平和利用を旨とした二国間協定の交渉妥結は、米印の戦略的パートナーシップにとって歴史的な節目となった。この協定により、両国間における民生用原子力取引が管理され、米印両国の企業が互いの民生用原子力部門に関与できるようになる。

この協定をめぐる交渉の妥結は、ブッシュ米大統領ならびにインドのシン首相が構想した全面的な民生用原子力協力の約束を

果たす大きな一歩となる。

協定文書の合意に成功したことで、2005年7月18日に両首脳からまず発表され、その後2006年3月2日に再確認が行われた米印民生用原子力協力構想を推進することができる。次の段階には、インドと国際原子力機関(IAEA)との保障措置協定に関する交渉や、インドとの原子力取引に対する原子力供給国グループ(NSG)5か国の支持取り付けなどが含まれる。これらの追加的な行動が完了した時点で、ブッシュ米大統領が今回の協定文書を米議会に提出し、そこで最終承認を仰ぐ運びとなる。

米・インド間での民生用原子力協力は、エネルギー安全保障の強化や、より環境に優し

いエネルギー源の提供、経済機会の拡大、核不拡散の取り組みのさらなる強化など、戦略的かつ経済的にも多大な利益を両国にもたらすこととなる。

今回の交渉合意という結果は、活気に満ちた民主主義国である米印間で育ちつつある二国間関係の強化につながる。我々はブッシュ米大統領ならびにインドのシン首相がうたった戦略的パートナーシップの強化に尽力し、またこの歴史的なイニシアチブの履行に向かって共に前向きに取り組んでいく所存である。

(訳: 田中博崇、ピースデポ)

【解説】

どの核兵器保有国も、自国の核弾頭数を公表していない。以下のデータは、非政府組織（NGO）が、公的情報や議会証言、インタビュー記事などを継続的に収集、分析することによって得られたものである。

核弾頭数に関する情報を理解するに当たって、弾頭の保管状況に関連して次のような4分類があることを知っておく必要がある。米国における分類であるが、他の国においても似たような事情があると考えられる。しかし、この分類に厳格に従いながら核弾頭の現状を分類することは困難である。本データでは、「核態勢見直し（NPR）」（02年1月）において導入された迅速対応戦力の弾頭と不活性貯蔵核弾頭を合わせて数を示すことにした。

作戦配備された核弾頭 部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭。NPRは、オーバーホール中の原潜の核弾頭を作戦配備に含めないが、本図説では含めた。

迅速対応戦力の弾頭 作戦配備からは外されたが、活

性状態に置かれ迅速に作戦配備に復活できる。

予備貯蔵 ルーチン整備・検査のために確保されている活性状態にあるスペアである。米国の戦略核兵器について比較的正確な情報がある。概ね 5～10%と推定される。

不活性貯蔵 退役した核弾頭で、時間が経過すると劣化するトリウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭。将来、再使用の可能性を残す。解体待ちのものも含まれる。

米国では、他に「戦略的予備」と呼ばれるものがある。これは弾頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピットと二次爆発部分に分離して、対として別々に貯蔵されている。約5,000対あるとされる。

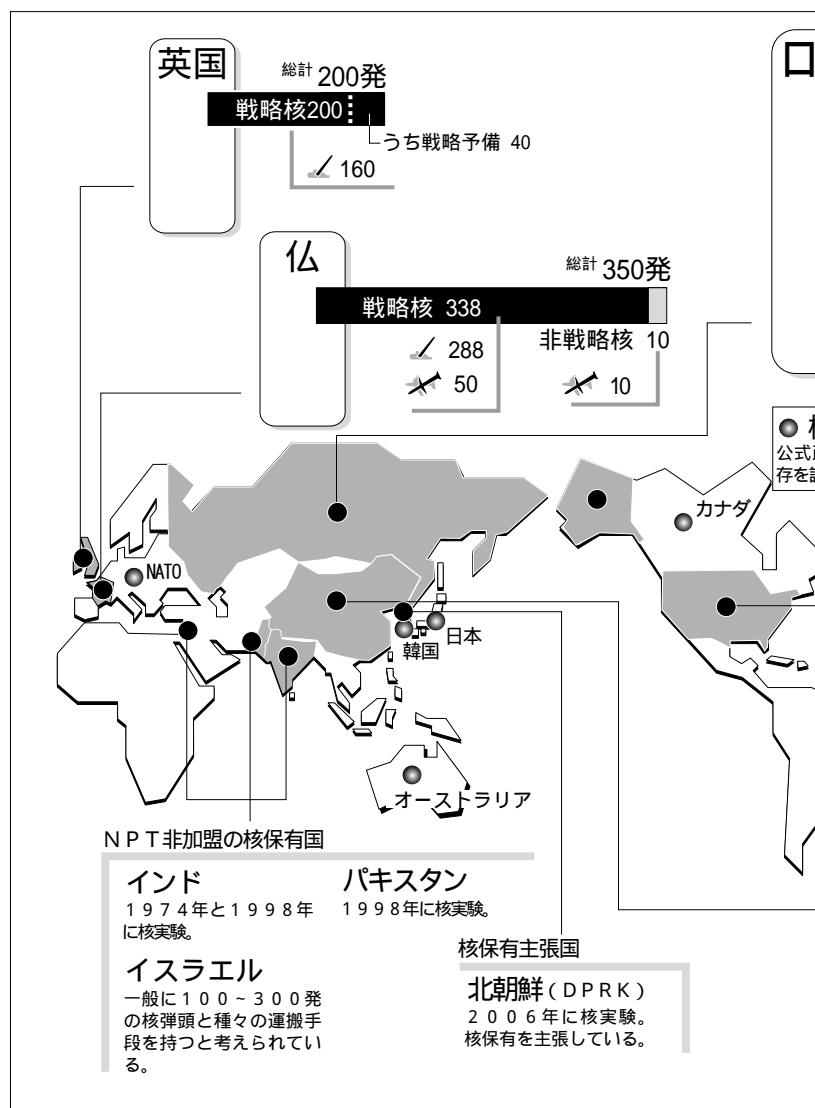
2006年10月9日に北朝鮮（DPRK）が核実験を行った。同国は核保有国であると主張しているが、弾頭化／兵器化に関しては情報がないので、図説では「核保有主張国」と位置づけた。

核不拡散条約不加盟の核兵器保有国と見なされるインド、パキスタン、イスラエルを含めると、地球上には今なお26,000発を超え

図説 地球上の核弾頭全データ

米国(計9,962)		
核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計5,236)		
ICBM(小計1,050) ¹		
ミニットマン		1,050
Mk-12型(弾頭:W62)	170	300 ²
Mk-12A型(弾頭:W78)	335	750 ³
SLBM(小計2,016) ⁴		
トライデント D5		2,016 ⁵
Mk-4型(弾頭:W76)	100	1,632
Mk-5型(弾頭:W88)	455	384
爆撃機搭載核兵器(小計1,955)		
核爆弾 B61-7	可変<1~360	555
B61-11 ⁷	5	
B83-1	可変<1,200	
ALCM(弾頭:W80-1)	5~150	1,000
ACM(弾頭:W80-1)	5~150	400
戦略核予備(小計215)		
非戦略核(小計500)⁸		
SLCM		
トマホーク(弾頭:W80-0)	5~150	100 ⁹
核爆弾 B61-3,4,10	0.3~170	400 ¹⁰
迅速対応戦力及び 不活性貯蔵¹¹(小計4,226)		

- 1 作戦配備のもののみ。
- 2 単弾頭が150基、3MIRVが50基。W62は2009年に退役予定。
- 3 2~3MIRV×300基。
- 4 オハイオ級戦略原潜14隻に搭載。ミサイル数は336基(14×24)。作戦配備のもののみ。
- 5 14隻×24発射管×6MIRV。
- 6 ストートフォートレスB-52H(94機のうちの56機)スピリットB-2A(21機のうちの16機)計72機が任務(核・非核両用)についている。B-2Aは爆弾のみ。警戒態勢は低い。
- 7 地中貫通型(1997年11月に導入)貫通は6m。B-2Aにのみ搭載。
- 8 この他に約790個が迅速対応戦力/不活性貯蔵。
- 9 ワシントン州/インゴアに予備を含めて合計320個貯蔵。
- 10 迅速対応戦力も含めて350個がNATO軍用としてヨーロッパ(6カ国の7カ所の空軍基地)に配備。その他に米国内では、ファイティング・ファルコンF16C/D、およびストライク・イーグルF15Eに搭載。
- 11 トマホーク200発、B61(-3,-4,-10)600発、退役したW76トライデント弾頭1300発の多くが迅速対応戦力となっている。



る核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

核兵器保有国の他に、公式の政策として他国の核兵器に依存する安全保障政策をとっている国がある。これを核兵器依存国として地図に示した。NATO(北大西洋条約機構)加盟の非核国23か国とオーストラリア、日本、韓国の計26か国である。

出典：天然資源保護評議会(NRDC、米国)のR・S・ハリス及び米科学者連盟(FAS)のH・クリステンセン、及び平和・紛争に関する資料・調査センター(CDRC 仏・リヨン)の資料をもとにした。

NPT加盟核兵器国の弾頭数 2007年7月現在

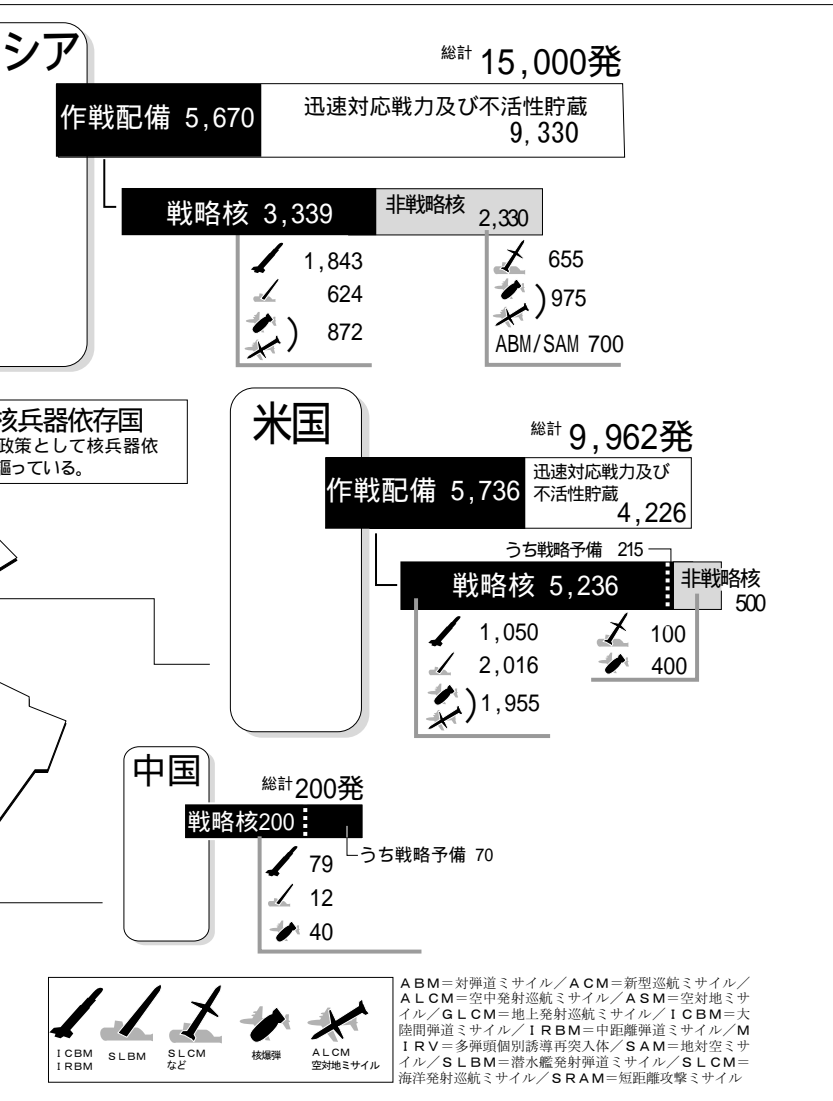
弾頭の分類		米	ロ	英	仏	中	合計
戦略核	ICBM / IRBM	1,050	1,843	0	0	79	2,972
	SLBM	2,016	624	160	288	12	3,100
	爆撃機搭載核兵器	1,955	872	0	50	40	2,917
	戦略核予備	215		40		70	325
小計		5,236	3,339	200	338	200	9,314
非戦略核	ABM / SAM	0	700	0	0	0	700
	空軍航空機用	400	975	0	0	0	1,375
	海軍用	100	655	0	10	0	765
	小計	500	2,330	0	10	0	2,840
合計		5,736	5,670	200	350	200	12,154
迅速対応能力及び不活性貯蔵		4,226	9,330				13,556
総計		9,962	15,000	200	350	200	25,710

丸めのため合計に不一致がある。

ロシア(計15,000)		
核兵器の名称	爆発力キトン	核弾頭数
戦略核(小計3,339)		
ICBM(小計1,843)		
SS-18 M4, M5, M6(サタン)	550~750	800 ¹
SS-19 M3(スチレット)	550~750	756 ²
SS-25(シックル) (トーポリ)	550	242 ³
SS-27(トーポリM)	550	42 ⁴
SS-27A(トーポリM1)	550?	3 ⁵
SLBM(小計624)		
SS-N-18 M1(スチングレイ)	200	240 ⁶
SS-N-23(スキフ)	100	384 ⁷
爆撃機搭載核兵器(小計872)		
核爆弾		
ALCM(弾頭:AS15A, B)	250	872 ⁸
SRAM(弾頭:AS16)		
非戦略核(小計2,330)		
ABM / SAM(小計700)		
51T6 / 53T6(ユーゴン / ガゼル)		
	1000 / 10	100
SA-10(グランブル)	low	600
空軍航空機(小計975)		
核爆弾 / ASM(AS-4 キッチン) / SRAM(AS-16)		975 ⁹
海軍用戦術核(小計655 ¹⁰)		
核爆弾		
ASM AS-4(キッチン)	1,000	190 ¹¹
SLCM		
SS-N-9(サイレン)	200	240
SS-N-12(サンドボックス)	350	
SS-N-19(シップレック)	500	
SS-N-21(サンブソン)	300	
SS-N-22(サンバーン)	200	
対潜核兵器		
ロケット爆雷SS-N-15(スターフィッシュ)		225
対潜ミサイルSS-N-16(スタリオン)		
その他核魚雷、爆雷		
迅速対応能力及び不活性貯蔵(小計9,330)		

(兵器の名称は、NATO命名のもの。)

- 10MIRV×80基。START が無効になり保持。しかし削減が続く。液体燃料。
- 6MIRV×126基。削減する計画。液体燃料。2006年11月9日に発射テスト。
- 単弾頭。ロシア名トーポリ。道路移動型で固体燃料。2006年8月3日に発射テスト。
- 単弾頭。ロシア名トーポリM。軌道を変更できる弾頭もある。
- トーポリMの移動型。新しいカムフラージュ。
- デルタ 級戦略原潜に搭載。5隻×16発射管×3MIRV。すべて北方艦隊に所属。
- デルタ 級戦略原潜に搭載。6隻×16発射管×4MIRV。2隻が北方艦隊、4隻が太平洋艦隊に所属。
- ベアH6(Tu-95MS6)B2機、ベアH16(Tu-95MS16)B2機、ブラックジャック(Tu-160)14機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個(計192個)、ベアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個(計512個)、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個(計168個)搭載する。
- バックファイヤー(Tu-22M)やフェンサー(Su-24)約490機に搭載。各2個と推定。
- 内訳は昨年までのデータによるピースデポの推定。
- バックファイヤー(Tu-22M)45機、フェンサー(Su-24)50機に搭載。各2個。



図説 地球上の核弾頭全データ (続き)

2007.7

フランス(計350)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計338)		
SLBM(小計288)		
MSBS ² M45(弾頭:TN75)	100	288 ³
爆撃機搭載核兵器(小計50)		
ASMP(弾頭:TN81)	300	50 ⁵
非戦略核(小計10)		
空母配備航空機搭載核兵器(小計10)		
ASMP(弾頭:TN81)	300	10 ⁶

- 1 ランプレキシブル戦略原潜1隻とルトリオンファン戦略原潜3隻に搭載。
- 2 フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。
- 3 3隻×16発射管×6MIRV。
- 4 フランス語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字。
- 5 ミラージュ2000N(60機、3飛行隊)に搭載。1機あたり11弾頭。弾頭は50と見積もられる。
- 6 シュベル・エタンダール24機(2飛行隊)に搭載。通常任務の航空機もある。唯一の空母ドゴール(原子力)に配備。

英国(計200)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計160)		
SLBM ¹		
トライデント D5	100	160 ²
予備貯蔵(小計40)		

- 1 ハンガード級戦略原潜4隻に搭載。4隻目ベンジャスは2001年2月にパトロール任務についた。常時1隻のみパトロール。
- 2 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。4隻×16発射管×3MIRVで計算すると192個。実際には、2~6発射管は単弾頭と推定され、平均して1隻あたり40弾頭と推定される。40×4隻=160。別の推定として、2005年7月21日の英議会でパトロール中の原潜は48個の弾頭を持つと政府が証言。3隻分として144個、4隻分として192個。実際にはこの中間と考えられる。

インド(計50~60)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
組み立てられた核弾頭	5~25 ¹	50~60
運搬手段²		
航空機 ³		
短・中距離弾道ミサイル ⁴		

- 1 1998年5月の核実験の地震波からの推定値。インドは、最高43キロトンの爆発を主張している。
- 2 いずれも核任務の他に通常任務を持つ。
- 3 ミラージュ2000H(バジュラ)48機、ジャガーIS/IB(シャムシャー)70機のいくつかが、核任務をもつと推定される。
- 4 プリビ(射程150km)が配備済み。アグニ(射程700km)とアグニ(射程2,000km)の配備状況ははっきりしない。アグニ(射程3000km)ダヌシ(射程350km、プリビ2の海軍版)及びプリビ(射程300km)サガリカを開発中。

パキスタン(計60)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
組み立てられた核弾頭	4~12 ¹	60
運搬手段		
航空機 ²		
短・中距離弾道ミサイル ³		
巡航ミサイル ⁴		

- 1 1998年5月の核実験における地震波からの推定値。
- 2 米国製F16A/B/C/D/ファイティング・ファルコン)2機のみいくつか核任務をもつと推定される。
- 3 ガズナビ(ハトフ3、射程400km)シャヒーン(ハトフ4、射程450km)ガウ(ハトフ5、射程1,300~1,500km)の配備が確認されている。シャヒーン(ハトフ6、2,000km)を開発中。
- 4 巡航ミサイル・バーバー(ハトフ7、射程500km)を開発中。

イスラエル(計100~300)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
流布された推定 ¹		100~300
運搬手段		
航空機 ²		
中距離弾道ミサイル ³		
砲弾・地雷		

- 1 1979年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で、秘密裏に核実験が行われたとの説がある。クリステンセンらは弾頭数を200と推定。
- 2 米国製F16A/B/C/D/ファイティング・ファルコン)260機、同F15E(スライク・イーグル、イスラエルではF15E・ララムと呼ぶ)、25機の一部が核任務を持つと推定される。
- 3 ジェリコ(射程1,200km)同(射程1,800km)が配備されている。

中国(計200)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核(小計130)		
ICBM/IRBM(小計79)		
ドンフォン(東風)-3A	3,300	16
ドンフォン(東風)-4	3,300	22
ドンフォン(東風)-5A ²	4~5,000	20
ドンフォン(東風)-21/21A	200~300	21
ドンフォン(東風)-31 ³	?	0
ドンフォン(東風)-31A	?	0
SLBM(小計12)		
ジュイラン(巨浪)-1	200~300	12 ⁴
ジュイラン(巨浪)-2 ⁵	?	?
爆撃機搭載核兵器(小計40)		
核爆弾		40 ⁶
予備貯蔵(小計70)		

東風-3Aは、NATOでの名称はCSS-2。以下、東風-4はCSS-3、東風-5AはCSS-4、東風-21AはCSS-5、巨浪-1はCSS-N-3。

- 1 東風-5A(射程13,000km)東風-31(射程8,000km)東風-31A(射程12,000km)はICBM、他はIRBM。全て単弾頭。
- 2 米大陸にとどく現有唯一のICBM。2005年に30発に増えると米国防総省は分析していたが不変。
- 3 移動式、固体燃料。1999年8月2日に初めて発射実験。2000年11月4日、16日に2回目、3回目の実験。MIRVが否かについて確認はない。
- 4 戦略原潜シヤ(夏)2(中国名:大慶魚)に搭載。12発射管、2隻目の報道があったが、現状は不明。
- 5 新世代原潜(094型)に搭載する計画進行中。DF31の変型と考えられるが、単弾頭らしい。
- 6 ホン(轟)(NATO表示:B-6)100~120機の中の20機、キャン(強)5のうちの20機程度が核任務を持つと推定。

北朝鮮(DPRK)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
弾頭化・兵器化の確証なし	<1 ¹	?
運搬手段		
中距離弾道ミサイル ^{2,3}		

- 1 2006年10月9日の核実験における地震波からの推定値。プルトニウム保有量については40~50kg(核弾頭6~8個分)と推定されている(06年11月現在)。
- 2 ノドン(射程1,480km)は核搭載可能。200基配備。テポドン1(射程2,300km)テポドン2(射程6,200km)は未配備。テポドン2には3段式のものも開発されている。推定射程15,000km。
- 3 米国防総省は、単段式ムスタン(射程500km)が存在すると分析している(この頃「朝日新聞」07.5.13)。

広島と世界 人と人をつなぐ 架け橋

財団法人・広島平和文化
センター理事長
ステイブ・

リーパーさん



写真：倉島洋輔

財団法人広島平和文化センターの理事長に就任したとき、センターの職員をはじめ、広島市民のみなさんがこのことをとても理解してくれて、大きな支援を与えてくれたことに、正直驚いたんですよ。米国人の私が理事長になることに、もっと抵抗や批判があるだろうと想像していました。でも実際はそうではなく、就任直後には、秋葉忠利市長のもとにたくさんの歓迎の電子メールが届いたと聞いています。

私に期待されていること、そして私がかつても貢献できることは、国内外のNGOや軍縮・平和問題の専門家、また、各国の自治体・政府・国際機関と広島市が密に連携していくためのパイプ役となることだと思っています。さらに言えば、象徴的な意味として、これは秋葉市長がずっと言ってきたことですが、広島の人々が報復や恨みに向かうのではなく、三度目の核兵器が使用されることのない、よりよい世界をめざして常に前向きであり続けるというヒロシマの姿のまさに「証拠」が私の理事長就任である、と受け止めています。かつての加害者と被害者が手を取り合い、ふたたび同じ過ちが起きないよう努力していく、という未来志向の現れとも言えるでしょう。

広島には23年間住んでいますが、最初の12年は自動車部品メーカーのコンサルタントだったんですよ。本格的に平和活動家としての第一歩を踏み出したのは98年。インド・パキスタンの核実験があり、来日した両国の活動家とともに通訳のお

手伝いで各地をまわったのです。こうしたことをきっかけに、森瀧春子さんと「グローバル・ピースメーカーズ・アソシエーション」の活動を開始しました。

その頃、もう一つ私に大きな影響を与えたのは、「One World, Ready or Not」(ウィリアム・グレイダー著)という本でした。今後人類は環境問題をはじめさらに多くの問題を抱えるようになる。これらを暴力や市場の競争原理で解決していくのか、それとも平和的共存で解決することを選ぶのか、人類は最大の岐路に立っている、という内容です。私にとって答えは明らかでした。環境問題を解決していくためにも平和がなくてはならない、そのためにはアクティブな平和運動が必要だ、と。

平和市長会議とのかかわりは2001年に遡ります。国連での平和市長会議の活動を活性化したい、という秋葉市長の要請を受け、専門委員としてニューヨーク周辺の平和・軍縮NGOの関係者とのネットワークを広げていき、03年に「2020ビジョン」キャンペーンを立ち上げました。05年のNPT再検討会議の失敗を受けて、いまキャンペーンは地雷禁止キャンペーンのような「トラック」(市民社会レベルの外交プロセスを進もうとしています。しかし、05年以降、第4回国連軍縮特別総会開催への動きなど多くの可能性が開けている一方、たくさんのアイデアがありすぎて、焦点となる運動を絞り切れていないという課題に直面しています。

平和市長会議の加盟都市は1700近くにのぼりますが、これらの都市から資金面でさらなる協力を得るためにも、焦点の明確化を急がなければなりません。平和市長会議の活動は、これまで多くを広島・長崎の財政負担に依存してきましたが、それでは限界があります。資金が集まれば、本格的なPR活動に投資できるようになります。それがさらに企業や個人からの資金を集め、もっと多くの有権者に影響を与えるようなキャンペーン展開ができると考えています。

こうした戦略を打ち出していく際の協力者として、先日、米国の平和運動に強いネットワークを持つジャッキー・カバツンさんと、ベルギーの全自治体の半数以上を平和市長会議に加盟させた立役者でもあるポール・ドイバッターさんの2人が新たに平和市長会議の専門委員に就任しました。専門委員としては、すでに国連と平和市長会議のパイプ役としてアーロン・トビッシュさんが活躍しています。こうした強力なメンバーを揃え、8月の終わりには広島で戦略を議論し、今後の方向性を定めていこうと計画しています。

このほかにも、全米101都市での原爆展開催プロジェクトの開始が、私が理事長になって実現したことの例といえますね。このプロジェクトを通じては、開催地の地元の人々が主体となった原爆展の開催をめざすことで各地の活動家との連帯を強め、また、原爆展に加えて地方紙や大学新聞などに告知を載せることで核兵器廃絶への関心を各地コミュニティに広めようとしています。まだ始まったばかりですが、すでに多くの個人・団体から好意的な反応が寄せられています。なんらかの形で協力したい、といういわば人々の善意の嵐を全米中に巻き起こしたいと思っているんですよ。(談。まとめ：中村桂子)

ステイブ・リーパー

米国出身の平和活動家。今年4月23日、日本人以外では初の財団法人広島平和文化センター理事長に就任。広島市在住。

米政府、核兵器への基本ビジョンを提示

3長官が、議会に重要報告書

米政府のエネルギー省長官サミュエル・ボッドマン、国防総省長官ロバート・ゲイツ、国務省長官コンドリーザ・ライスが7月20日、ブッシュ政権の核兵器戦略に関する「米国家安全保障と核兵器：21世紀における抑止の維持」と題した連名の文書を議会に提出した。これは注目すべき重要文献である。この背景には、信頼性代替弾頭 RRW 計画予算が、2008年度の国防予算の審議過程で大幅に削減される可能性が出てきていることがある。そこで「核兵器政策の長期的ビジョンが不在だ」という批判に応えながら、議会にRRW 予算の承認を求めることを主眼にしている。

本誌281-2号(07年6月15日)で紹介したように、民主党が多数を占めた米議会で核兵器関連予算に対して厳しい査定が始まっている。その象徴が米下院歳出委員会「エネルギー及び水開発」小委員会がRRW関連予算を全額カットしたことであった。小委員会委員長は、その理由を、予算を付ける前に「保有核兵器と核兵器コンプレックスの転換と縮小の指針となる核兵器の国防戦略が必要だ」と述べていた。以前からも、冷戦後の核兵器の基本的位置づけについて、米政権内のコンセンサスがないことが指摘されていた。たとえば議会調査サービスの報告書¹や国防科学委員会がこのことを指摘した²。今回の文書は、このような根本的な批判に応えるために、3長官連名の見解表明の形をとったと考えられる。

その意味で、この文書は必読すべき重要文献である。全訳を下に掲載する。文書にも書かれているように、これはやがて発表される(おそらく非公開を含む)長い報告書の要約に当たる。

日本などのために核兵器保有

まず文書は、「我々は予見できる未来にわたって核兵器の必要性は継続すると結論に達した」と米国による核兵器の長期保有を結論づけた。重要なのは、そのために2つの理由を掲げていることである。

第一に、「未来の安全保障環境は非常に不確実でありま

た好ましからぬ傾向もある」という認識の下に、国家安全保障のために戦略的抑止力を維持しなければならないという理由である。そして第二に、「主要な同盟国への米国による安全の保証」を理由として掲げた。米国が「核の傘」によって安全の保証を確約しているから、同盟国は独自に核兵器保有を目指さなくてもよい、核不拡散に不可欠の役割を果たしている、という理屈である。イランや北朝鮮の核兵器開発計画を掲げながら主要同盟国の核武装の可能性に言及しておりまさに日本が念頭にある。

文書は、このような理由を基礎に、「効果的な戦略抑止力を最小限の核兵器で達成する」というのがブッシュ核戦略の基本であるとした。そして、そのためには「持続可能性、安全性、保安性、信頼性の問題に対処し、より小規模だが信頼できる核抑止力を達成するために米国はRRW計画に投資しなければならない」と強調している。また、RRWは、将来の政権が必要とするならば新型核兵器を開発することを可能にする「即応性のある核兵器インフラに米国が移行することを可能にする」と強調している点も重要である。(湯浅一郎、梅林宏道)

注

1 アミー・ウルブ「合衆国の戦略核戦力：背景、経過及び問題点」(RL33640)2006年9月8日。

2 国防科学委員会タスクフォース「核能力 報告書の要約」2006年12月。

資料 米国家安全保障と核兵器：21世紀における抑止の維持

エネルギー長官・国防長官・国務長官による声明

2007年7月

www.nnsa.doe.gov/docs/factsheets/2007/NA-07-FS-04.pdf

米国が掲げる国家安全保障の主たる目的は米国自身、同盟国、友好国への侵略を抑止することである。トルーマン大統領時代以降のどの政権も米国の国家安全保障政策をほぼ同じ言葉で定式化し、抑止の維持において核兵器が果たす本質的役割を敵国にも同盟国にも等しく明らかにしてきた。米国の抑止政策を維持するには、数十年におよぶ、わが軍の男女隊員の献身的な奉仕、合衆国外交官による熟達した外交表明、核分野の科学者・技術者・技能員の緻密で、しばしば危険な作業が不可欠であった。米国による信頼のおける核抑止の拡大は、同盟国の安全保障にとって死活問題であり多くの主要な同盟国が自国の核兵器を開発する必要性を排除してきた。

信頼のおける抑止を維持するには、どわがけ、議会との数十年にわたる党派を超えた協調が不可欠であった。先ごろ、冷戦後における米国の核戦力構成の指針と根拠を与えようという一貫した核兵器戦略がないという見解を表明した議員があった。このような懸念により詳しく応えるため、この要約に続いて詳細な報告書が出るであろう。その報告書は、核戦力構成を決定するのに用いられるデータと方法を提示し、備蓄核兵器の転換の進展を計るために理解すべき要点を述べ、米国の核戦力につきまとっている多くの作り話を一蹴するであろう。

米国家安全保障、そして同盟国への誓約と責務に合致した効果的な戦略抑止力を最小限の核兵器で達成することこそわが政権

の方針である。2001年にブッシュ大統領は、作戦配備の戦略核兵器数を2012年までに約6000発から1700～2200発に、つまり3分の2を削減するように命じた。備蓄核兵器も作戦配備戦略核兵器に付随して削減されるので、それはアイゼンハワー政権以降最小のレベルになる。

1950年代から1990年代にかけて製造された維持されてきた冷戦時代の膨大な核兵器のこうした劇的な削減は、いくつかの要因によって可能になった。数十年の間、ソビエト連邦は、巨大で、手強く、イデオロギー的に動機づけられた敵国であったが、その崩壊により、米国は核戦力の必要性を見直すことができた。2001年にブッシュ大統領はまた、21世紀における信頼のおける抑止にとってさらに適切な新たな軍力への移行を命じた。非核および核攻撃力、ミサイル防衛、国家安全保障のための即応性のあるインフラからなる、戦略的能力の「新しい三本柱」によって核兵器への依存を減らしながらも核戦力の

削減に伴う危険性を和らげてみる。

しかし現代の他の要因を考えると、我々は予見できる未来にわたって核兵器の必要性は継続するとの結論に達した。未来の安全保障環境は非常に不確実でありまた好まからぬ傾向もある。ならずもの国家は、核兵器を含む大量破壊兵器を保有しているか、保有しようとしており、さらに将来の拡散についての危険は無視できない。意欲的な核戦力近代化計画を持つ既存の核兵器国を含め、数にかかわらずいくつかの国の今後の方針次第では、米国と同盟国の安全保障に劇的な影響を及ぼすことがありうる。我々は、米国の核兵器は安全保障の究極の守護神として引き続き役立ち、よって同盟国が自国の核兵器を開発するいかなる必要はまったくないことを同盟国に確約するよう努めている。実際、北朝鮮とイランの核兵器開発計画によって、世界中の主要な同盟国への米国による安全の保証の重要性が明白になっている。信頼できる米国の核兵器能力、そして同盟国にたいする米国の安全保障責任は、抑止の変わらぬ不可欠な一部でありまた拡散を制限する努力の重要な要素であり続けている。

我が政権は、1700発～2200発の戦略弾頭という作戦戦力は、冷戦期の核兵器保有量より先かなり小規模ではあるが、依然としてこうした目標を達成するに足る能力を提供すると確信している。この戦力は、侵略や大量破壊兵器の使用に断固として対応するために必須の手段と政治意志を合衆国が有していることを同盟国にも敵国にも示している。現在の計画は、国際的な安全保障環境の変化が要求するならば、将来の政権が核戦力態勢を追加的に調整する選択枝を残している。

われわれは重大な転機におり、米国は、最小限の核兵器で信頼のおける抑止力を維持するのに必要な能力のために今こそ投資しなくてはならない。深刻なリスクをおかさないとすれば、総備蓄核兵器のさらなる削減は即応性のある核兵器インフラがあってはじめて実現できる。即応性のある核兵器インフラがなくては、米国は、冷戦期の老朽化した備蓄核兵器にまつわる技術上のリスクやこ

の先何年にもわたる地政学的な不確実性に対して、作戦配備の核兵器を補助する大量の予備兵器を保持することによってしのいでゆかなくてはならない。これは、ますます費用がかかり、また潜在的に危険な備蓄核兵器管理へのアプローチである。現在の備蓄核兵器の寿命を延ばそうとして次々と行われている努力は、これら核兵器を地下核実験から導かれた元々のデータから乖離させ、時が経つと信頼性や性能を損なう可能性があるような技術的な変更を加えたり伴ったりする危険を犯している。こうした古くなった核兵器の設計を更新したり維持するのに必要な技能と技術は、保持したり取得したりするのがますます困難になっている。そのうえ、こうした古い核兵器に用いられた材料の中には極めて危険なものもある。さらに、現代の安全・保安特性を冷戦期の核兵器設計に取り入れることは困難である。最後に、米国が地下核実験の一時停止を引き続き遵守するときには、既存の備蓄核兵器の性能を保証することはいよいよ難しくなる。

持続可能性、安全性、保安性、信頼性の問題に対処し、より小規模だが信頼できる核抑止力を達成するために米国は信頼性代替弾頭以下RRW計画に投資しなければならない。とりわけ合衆国の核戦力、備蓄核兵器の総数、及び核兵器インフラの規模を米国が削減するとき、この計画の遂行は抑止能力の長期的信頼を維持するために不可欠である。RRWとは代替弾頭であり、備蓄核兵器の数を減らすのに役立つが、新たな軍事能力にはならない。かわりにRRWによって米国の核兵器はより安全になり、従来の兵器に後から取り付けることができない最新の保安機能を結合することで認可なしの使用に対していっそう保安性が高まる。RRWの設計は、現在の備蓄核兵器の設計より高い信頼性と性能マージンを与え、また漸増する老朽化現象や製造上のばらつきに対して余り敏感ではない。ゆえにRRWのおかげで米国は、信頼性を証明するための核実験に回帰する可能性を減少させながら、21世紀の危機と挑戦に対処することができる。やがては、RRWは、地政学上の状況が必要とするならば、将来の政権が備蓄兵器を調整

することを可能にするようなより小規模でより即応性のある核兵器インフラに米国が移行することを可能にする。RRWは、米国が同盟国への安全保障責任を持続させる鍵であり、第6条を含む核不拡散条約(NPT)下の義務にも完全に合致している。

RRW計画にたいする議会の支持がなくては、抑止戦略を維持すること、同盟国への安全保障責任を果たすこと、追加的な危機を想定せずに核兵器の削減をさらに遂行するといった、長期にわたる合衆国の能力について憂慮せざるをえない。RRWの進展を遅らせるならば、米国は膨大な備蓄核兵器を維持し、いよいよ経費がかかりリスクの大きい寿命延長計画によってそれを持続せざるを得なくなる。さらにRRWの遅延は、既存の核兵器の性能を保証するために地下核実験に回帰せざるをえないという予測を高めることにもなる。

信頼のおける抑止を維持するために、議会との数十年にわたる党派を超えた協調が不可欠であったが、この協調は、これまで以上に将来において決定的に重要である。合衆国の核戦力、備蓄核兵器、及び核兵器インフラをより小規模で、より安全で、より保安性が高く、21世紀の危機と挑戦に対処するためにより適したものにしよう転換し、削減する点において、米国がどれほど速くどれほど先まで進むことができるかを決めるのに役立つような多くの決定、RRWに関する決定もその一例だが、今後20年にわたって議会は下すことになるであろう。台頭する脅威や予期せざる技術上のできごとに迅速かつ効果的に対応できる核インフラの創出にむけて我々は前進しなくてはならない。そうすることによって、我々は長期にわたる抑止を維持する能力が保証され、作戦配備戦力のみならず備蓄核兵器全体を将来削減することが可能になる。議会がRRWのような革新的な計画を認可し予算を与えるのが早ければ早いほど、米国や同盟国はこの計画が有する利点、可能な最小の核兵器によって信頼性があり効果的な抑止力を維持できるという利点により早く気づくことができるであろう。

(訳:ピースデポ)

12ページから 日誌つづき

8月9日 日米政府、沖国大ヘリ墜落事故を受けた普天間飛行場の新たなヘリコプター飛行ルートに合意。新ルートは琉球大上空に。県は反発(10日)

8月9日 那覇軍港移設に関する協議会第14回会合で、キャンプ・キンザー沖の代替施設が逆L字型の49haと確定。

8月9日 防衛施設庁、うるま市の養護学校と高校に米装甲車とトラックが侵入した問題で、両校を訪ね、校長らに謝罪。

8月10日付 キャンプ・ハンセン内に米軍実弾射撃場新設が明らかに。

8月10日 北谷町議会、米軍予定のF15戦闘機未明離陸中止を求める意見書を全会一致で可決。

8月10日 県、防衛施設庁による普天間移設に

向けたアクセス方法書の提出強行に抗議。

8月10日 国民新党・そうぞう・無所属の会、沖縄振興に関する沖縄自立委員会発足。

8月12日 沖国大でヘリ墜落3年を考える「NO FLY ZONE(飛行禁止区域)コンサート2007」開催。

8月13日 渡久地沖国大長、ヘリ墜落3年で、「今後七〇普天間基地の即時撤去」『日米地位協定の改定』を要求していく。

8月13日 伊波宜野湾市長、日米の普天間飛行場のヘリ周回経路見直しを批判、監視カメラを設置し飛行実態を調査する意向。

8月13日 防衛省、陸自情報保全隊による市民団体調査及び、辺野古への海自動員に関する琉球新報社の情報公開請求に拒否回答。

8月14日 那覇防、普天間飛行場移設に関するアクセス方法書の広告縦覧を開始。県、名護市が場所提供に応じず、民間施設で実施。

8月16日 金武町長と伊芸区長、キャンプ・ハンセンの米射撃場整備問題で那覇防衛施設局と外務省沖縄事務所を訪問、抗議。

8月16日 嘉手納基地、5月25日に起きたジェット燃料漏れの土壌流出は最大で約4千ガロンと発表。当初説明の約2倍。

8月17日 金武町議会、キャンプ・ハンセン内レンジ3付近の米軍射撃場整備の中止を求める決議を全会一致で可決。

8月17日 仲井真知事、「教科書検定意見撤回を求める」県民大会への参加を明言。「東京に向かって言うべきことは言う」と表明。

モデル核兵器禁止条約・改訂版(仮訳)ができました

97年、世界の市民・NGOにより検討・起草された「モデル核兵器禁止条約」の改訂版(07年4月)が、今年4-5月のNPT再検討会議準備委員会でふたたびコスタリカにより提出され、公式の文書となりました。「核兵器の

廃絶をめざす日本法律家協会(日本反核法律家協会)から改訂版の「仮訳」が発行されています。貴重な資料ですので、ぜひご利用ください。

改訂版についてのお問い合わせ:
日本反核法律家協会事務局長
大久保賢一弁護士
TEL:042-998-2866
FAX:042-998-2868

夏季カンパ ありがとうございました。

327,700円と目標を超えるカンパを皆様からいただきました(8月28日現在)ご理解とご協力に感謝いたします(ピースデポ)

日誌

2007.7.21~8.20

作成:塚田晋一郎、水熊克哉

ARF=ASEAN地域フォーラム/ASEAN=東南アジア諸国連合/JTAGS=移動式弾道ミサイル情報処理システム/MD=ミサイル防衛/PAC3=改良型パトリオット3/SCO=上海協力機構/SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル/SM3=スタンダード・ミサイル3

7月21日 パキスタン、核搭載可能なミサイルの発射実験を2度実施。

7月22日 ベルギー、保有クラスター爆弾11万5千発の廃棄を決定。

7月25日 サルコジ仏大統領リビアを訪問し、民生用原子炉の提供を公約。

7月27日 米印、核協力に関する共同声明を発表。(本号参照)

7月29日 フィリピンのマニラで、東南アジア非核兵器地帯条約についての初の閣僚会議。向こう10年の「行動計画」を採択。

7月29日 第21回参議院選挙で自由民主党が大敗。

7月30日 IAEAの査察官、イランの建設中重水炉を査察。

7月30日 フィリピンのマニラで、ASEAN外相会議。今年11月シンガポールで首脳会談へ。

7月31日 小沢一郎・民主党代表、記者団との質疑でテロ特措法延長反対を表明。

8月2日 リビア、総額約274億円の対戦車ミサイル・ミランを仏企業から購入する契約を発表。

8月2日 マニラでASEAN地域フォーラム(ARF)の閣僚会議。

8月4日 前原誠司・民主党前代表、TV番組で「対テロ特措法の延長は必要」。

8月5日 ロシア海軍マソリン司令官、新型SLBM「ブラワ」の量産を発表。

8月6日 広島で62回目の「原爆の日」。

8月6日 日系映画監督スティーブン・オカザキのドキュメンタリー「ヒロシマ・ナガサキ」が米放送局のHBOで放映。

8月7日 板門店の韓国側施設「平和の家」で6か国協議「経済およびエネルギー協力」作業部会が開幕。8日まで。

8月8日 小沢一郎・民主党代表、シーファー駐日米大使に「テロ特措法の延長は不必要」。

8月9日 長崎で62回目の「原爆の日」。

8月9日 IAEAによる北朝鮮核施設への監視カメラ設置作業が完了。

8月9日 韓国と北朝鮮、8月28日~31日に南北首脳会談開催で合意。

8月10日 上海協力機構(SCO)中国とロシアで合同軍事演習。17日まで。

8月10日 麻生外相とシーファー米大使、「日米軍事情報包括保護協定」に署名、発効。

8月16日 中国、瀋陽で6か国協議「朝鮮半島の非核化」作業部会が開幕。17日まで。

8月15日 政府、米軍再編特措法施行令を閣議決定。

8月16日 ハワード豪首相、印とウラン輸出交渉の開始を発表。

8月18日 IAEAエルバラダイ事務局長、北朝鮮核問題についての報告書を35理事国に配布。

8月18日 8月末開催予定の南北首脳会談、北朝鮮の水害を理由に10月2~4日に延期。

8月20日 モスクワ、ロシア外務省別館で6か国協議「東北アジアの平和および安全のメカニズム」作業部会が開幕。21日まで。

8月20日 三沢市、米陸軍の移動式弾道ミサイル情報処理システム(JTAGS)の受入れを表明。

8月20日 米韓合同演習「乙支(ウルチ)フォーカスレンズ」始まる。31日まで。

沖縄
7月22日 小池防衛相、就任後初の訪沖、知事と会談。普天間飛行場の3年めどりの閉鎖、移設先の沖合移動に否定的姿勢を示す。

7月23日 7月18日の米装甲車の養護学校敷地内への侵入に対し、県が外務省沖縄事務所と那覇防衛施設局に抗議。

7月24日 重家沖縄担当大使、米装甲車の養護学校敷地内侵入を地位協定逸脱と認める。

7月31日 知事、普天間飛行場移設問題につ

いて「最近の防衛省のやり方は相当乱暴だと批判」。

8月1日 小池防衛相、普天間飛行場移設協議が進まなければ北部振興策を凍結する可能性を示唆。

8月1日 県警、04年の米軍ヘリ沖縄国際大墜落事故で整備兵4人を氏名と年齢不明のまま書類送検。10日、那覇地検は不起訴に。

8月2日 北谷町の米陸軍貯油施設で小型タンクから油漏れが発生。

8月3日 環境省、ジュゴンを「新レッドリスト」の「絶滅危惧 A類」に加える発表。

8月6日 米軍のトラックがうるま市の県立高校敷地内のロータリーに無断侵入。

8月7日 県教育長、那覇防と外務省沖縄事務所にも米軍車両の度重なる学校侵入を強く抗議。

8月7日 那覇防衛施設局、普天間移設に伴う環境アセス方法書を県が拒否する中、一方的に提出。副知事、遺憾の意を表明。

8月7日 防衛施設庁、09年12月末が使用期限の普天間飛行場と那覇軍港を引き続き利用するため、強制使用手続きに着手。

8月8日 県教育長、キャンプ瑞慶覧を訪問、高校への米軍車両侵入について抗議。

8月8日 教科書検定撤回を求める県民大会が超党派開催で一致。知事参加の見通しに。

8月8日 外務省日米地位協定室長、米軍車両の学校敷地侵入は「地位協定では認められていない」との認識を示す。

11ページ下段へ

今号の略語

DPRK = 朝鮮民主主義人民共和国
IAEA = 国際原子力機関
NATO = 北大西洋条約機構
NGO = 非政府組織
NNSA = 国家核安全保障管理局
NPR = 核態勢見直し
NPT = 核不拡散条約
NSG = 原子力供給国グループ
RRW = 信頼性代替弾頭

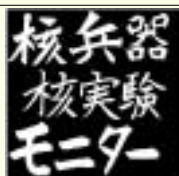
ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 水熊克哉 <higuma@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 水熊克哉(ピースデポ) 湯浅一朗(ピースデポ) 鶴飼礼子、田中博崇、塚田晋一郎、津留佐和子、中村和子、華房孝年、山口響、梅林宏道